

(内閣委員会)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与と改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、期末手当の改定

内閣総理大臣等(秘書官を除く。)(の期末手当の支給割合について、年間〇・〇五月分引き下げる。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。